

長 財 第 9 4 号

平成30年10月4日

各部・課・室・センター長
教 育 長
各委員会及び委員事務局長
議 会 事 務 局 長
病 院 事 務 局 長
老人保健施設事務局長

} 様

副 市 長

平成31年度予算編成について（依命通達）

平成31年度予算編成については、国、県の予算及び地方財政計画等の内容が現在のところ明らかでないが、その基調とするところを勘案しつつ、別紙「平成31年度予算の編成について」に基づき、予算見積関係書類を調整し、指示する期日までに総務部財政課長あて提出するよう、命により通達する。

平成31年度予算の編成について

1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

内閣府の月例経済報告によると、国の経済基調は、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方、「海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」とするなど、依然として予断を許さない状況にある。

このような情勢の中、国の平成31年度予算については、「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成30年7月10日閣議了解）において、歳出全般にわたり、手を緩めることなく本格的な歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされたところである。

また、地方財政においては、少子高齢化、人口減少、社会保障、保健医療対策による地方負担の増や高度成長期に整備してきた公共施設の老朽化など、様々な行政課題があり、こうした状況の中においても、社会経済情勢の変化による様々な行政課題に的確に対応し、地方自らが創意工夫し、継続的で安定した行財政運営を行うことが重要であり、活力ある地域社会の構築を実現していくことが必要である。

本市の財政状況は、平成29年度決算では、市税収入が前年度を0.2%上回ったものの、今後も大幅な増加は期待できず、市税全体として横ばいの状態が続くものと見込まれる。また、地方交付税については、平成27年度から普通交付税における合併特例措置の段階的な縮減が始まり、平成31年度では、前年度に比べ約5億4千万円の減額となる見込みである。なお、国では厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方交付税を適切に確保するとしているが、総務省の仮試算によると総額で0.5%の減額が見込まれている。歳入では、こうした地方交付税の減収に加え、投資的経費に充当する国交付金等の内示率の低下も懸念される所であり、一方で歳出においては、医療や介護などの社会保障費の増加に加え、投資的経費の大幅な増加が見込まれることから、厳しい財政運営が続く見通しである。

このように、一般財源の減少と経常的な経費の増加により、平成29年度決算では、経

常収支比率が90.8%となり、財政の硬直化がますます進んでいることから、聖域なき事務事業の見直し及びスクラップに加え、市民ニーズを的確に捉えた事業の選択と集中、前例踏襲からの脱却による歳出経費の見直し、行財政運営のスリム化と効率化、一層の歳入確保などに全庁を挙げて取り組む必要がある。

本市の中期財政見通し（平成31年度～平成33年度）は、歳入においては、平成31年10月に予定される消費税率10%への引き上げにより地方消費税交付金の増収が見込まれる一方で、これに伴う法人市民税の税率引き下げ等により、市税収入の増加を見込むことができない状況にある。また、普通交付税は平成32年度をもって合併算定替が終了することから一段と縮減幅が拡大するものと見込まれ、一般財源総額は今後3年間で14億円減少する見通しである。

一方、歳出においては、消費税率引き上げに伴う社会保障施策の充実により社会保障関係経費が着実に増加するほか、引き続き複数の大型建設事業が進める必要があることから、投資的経費が大幅に増加するものと見込まれる。また、こうした大型建設事業が同時期に集中することから、その財源となる市債の発行額が急激に増加し、プライマリーバランスの赤字化により、後年度の公債費負担の増加が懸念される。さらには、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、平成32年度から会計年度任用職員制度が導入されることから、業務の改善を行わない場合、人件費の大幅な増加が見込まれる。

こうしたことから、今後3年間の収支不足額は147億円にも及ぶものと見込まれ、本市の財政状況はますます厳しい局面を迎えている。とりわけ、義務的経費の増加により経常収支比率は平成29年度決算の90.8%から今後さらに悪化することが予想され、財政の硬直化が進むことにより、新規事業や投資的経費の財源を確保することができない厳しい財政運営を余儀なくされるおそれがある。

したがって、一般財源の減少にあわせた行政コストの徹底的な削減や、計画的な大型建設事業の実施、あるいは公共施設の再編・統合の加速化など、将来負担を軽減し、安定した財政運営のもと行政サービスを維持していくための取組がこれまで以上に強く求められている。

2 予算編成の基本的な考え方

人口減少・超高齢化社会という、厳しい社会の変化に的確に対応するため、『財政計画』に基づく財政運営を基本としつつ、『総合計画』に掲げた計画目標を達成するため、「地方

創生の取組」や「行財政運営の取組」を着実に推進し、将来世代に過度の負担を残さず、かつ将来の財政需要に対応できる力を確保していく必要がある。一方で、変化する社会・経済情勢や市民ニーズに対しても適切かつ迅速な対応が求められ、『総合計画』の推進にともなう事業や、喫緊の課題である施策については、より効果的な取組が必要となる。引き続き、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」の両立を図りながら予算編成に取り組む。

また、平成31年度予算編成においては、厳しい財政状況の中で、真に必要な施策・事業に財源を集中するため、全庁一丸となった財源捻出の取組が不可欠となる。複雑化、多様化している様々な課題に対しては、これまで以上に部局を横断した庁内連携が求められており、それぞれの現場が抱える課題をふまえつつ、しっかりと事業のメリハリをつけながら、限られた財源をどこに集中させれば市民満足度の向上につながるかという視点を持って予算編成を行う必要がある。

(1) 『総合計画』の着実な推進

平成29年度からの10年間を見据えた『長浜市総合計画』では、「めざすまちの姿」を「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」とし、これを実現するための合言葉として「Challenge & Creation」（挑戦と創造）を掲げている。「めざすまちの姿」の実現に向け、総合計画に定める6つの政策とそれらに体系づける施策に則って分野ごとに展開していくこととしているが、平成31年度は、基本計画（2年、4年、4年）の第2期（H31～H34）の初年度にあたる重要な年である。また、平成31年度は、平成27年度に策定した『長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の最終年度にあたる総仕上げの年でもある。計画策定時に設定したKPIの達成に向け、これまでの取組の成果を十分に検証し、その達成に結びつく予算要求を行うこと。

また、平成31年度の政策編成及び予算編成に向けて早い段階から協議を行うべく、各所属の重点事業や課題事業について、総合計画実施計画（案）に基づく総合政策課・財政課合同ヒアリングを行ってきたところである。より充実した政策編成、予算編成となることを期待し、各実施計画（案）に対するコメントを通知しているので、これらを反映した実施計画を策定し、KPIの達成に向けた予算要求を行うこと。

また、喫緊の課題である人口減少・少子化対策や都市ブランド力の強化など、部局横断的に先導的かつ優先的に取り組む事業として、6つの重点プロジェクトを位置づけ、部長を統括責任者に据えて新規施策の立案を進めているところである。この各重点プロ

プロジェクトについては、既存事業とのパッケージ化を図るなど、戦略的な取組として予算要求を行うこと。なお、新規・拡充事業の財源については、政策編成により施策の優先度を見極め、徹底的なスクラップ・アンド・ビルドにより捻出することを基本とする。

(2) 『財政計画』に基づく健全な財政運営

① 事務事業の総点検・見直し

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行政運営に取り組むため、家庭や民間企業における経費節約に向けた不断の取組にならい、前例踏襲によることなく一層の事務事業の簡素化、合理化、効率化を図る、予算規模の縮小に向けた取組を行うこと。また、より効率的な事業を実施するため、予算不用額を徹底的に圧縮し、財源を捻出すること。

② 普通建設事業の抑制

平成31年度以降に予定される普通建設事業費は大幅な伸びを示しており、非常に大きな財政負担を伴うことから、優先度の高い事業への選択と集中を徹底し、事業費の平準化に向けた見直しを行うこと。

また、公共施設やインフラの老朽化が進み、その更新コストが財政をより圧迫するおそれがあること、及び維持管理コストの増加が財政の硬直化を進めることから、新たな投資を行う際は、集約化・複合化を検討するとともに、地方財政措置等を有効に活用すること。

③ 民間活力等の活用・推進

『長浜市官民パートナーシップ推進基本方針』に基づき、事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から改めて総点検を行い、委託の可能性を検証し、導入を積極的に推進すること。新たな事業を開始しようとする場合には、民間活力の導入を十分検討するとともに、「最小の経費で最大限の効果を挙げる」ようにすること。いずれの場合においても、VFMが最適化となる効果的な施設整備の手法や財源の確保について十分に可能性を探ること。 ※ VFM = Value For Money

④ 積極的な財源の確保

自主的、自立的な行政運営を確保するため、その財源の確保は本市の重要なミッションである。様々な観点・視点から積極的に財源確保に努めること。また、中長期的な安定した一般財源の確保のため、市税収入を伸ばす政策が必要であることから、新たな特定財源の発掘を図ること。また、公有財産の効率的かつ効果的な利活

用を図るため、「公有財産利活用推進本部」において協議された方針に基づき、積極的な売却や貸付による有効活用を図ること。

さらに、新たな財源確保の手段として、自治体クラウドファンディングを積極的に活用し、関係人口・交流人口の増加を図るとともに、職員自らがまちに誇りを持ち一体感のあるまちづくりを強力に進めること。

⑤ 市超過負担の削減

各種団体等に対する補助金や負担金については、行政との役割分担の明確化、客観的な公益性を確保しつつ、必要最低限の原則のもと、応分の負担割合にとどめること。また、県等の補助事業について、予算的な制約のもと、一部に財源の肩代わりを行っているようなものについては、相手方へ十分な説明のうえ負担比率の適正化について最大限是正を行うこと。

⑥ 財政情報等の積極的な公表

予算編成過程の透明性を確保するため、ホームページ等で予算要求額の公表を行うなど積極的な取組を推進する。また、予算公表資料の内容の充実を図り、市民にわかりやすい財政状況の広報に努めるものとする。

⑦ 議会審議事項等への対応

定例会や委員会審査において審議された事項について予算化を必要とする場合は、適切に予算に見積もること。また、監査委員からの意見や提言を受けて、事務事業の改善に向けた取組が必要な場合についても、適切に予算を見積もること。

(3) 確かな根拠に基づく政策立案（EBPM）

平成29年度決算及び平成30年度予算の執行状況をふまえ、全ての事務事業について、その目的や期待される効果、これまでの成果等を整理するとともに、客観的なデータや確かな根拠に基づく事務事業となるよう、十分な分析と効果測定を行うこと。

また、毎年実施している市民満足度調査の結果報告を参考にし、その経年変化等もふまえて、市民ニーズを的確に捉えた施策、事務事業となっているか検証すること。

さらに、地方公会計制度の導入により、統一的な基準による財務諸表を作成していることから、類似団体との比較や年度間の経年変化の分析等による財政マネジメントの強化を図るとともに、市の保有する資産状況の透明化を進め、さらに固定資産台帳を活用した公共施設の維持管理、修繕、更新等の中長期的な経費の見通しの算出や、適正な受益者負担の算出など、幅広い活用に向けた取組を進めること。

※ EBPM = Evidence Based Policy Making

(4) 部局マネジメントの推進強化

平成31年度予算編成は、各所管課が経営者としての自覚を持ち、主体的にスクラップ・アンド・ビルドを進めることで、実施事業の財源を確保し、新規・拡充事業に取り組むものとする。

各部局長は、部局内あるいは部局を超えた戦力的な取組の推進を強化するため、事業の優先度やコラボレート、スクラップ・アンド・ビルドについて、必ず協議を行うこと。

(※部局横断的な課題については、関係する担当部局間においてあらかじめ十分に調整・協議を行うこと。)

(5) 業務の見直しによる働き方改革の推進

職員の過重労働は、職員の健康被害や事故発生リスクを高めるだけでなく、職員のモチベーション低下につながり、ひいては市民サービスの低下につながるおそれがあることから、職員のモチベーションの維持・向上や、業務の見直し（労働生産性の向上）が経営課題となっている。

限られた経営資源の中で市民の信頼に応えながら必要な施策を推進するため、『長浜市職員働き方改革』の趣旨をふまえ、予算編成にあわせて各部局で業務の見直しを行い、長時間労働の改善や市民サービスの向上を図ること。

3 予算編成にあたっての留意事項

(1) 基本的事項

国の予算及び地方財政計画等が未確定であるため、平成31年度予算編成は現行制度を前提とするが、予算見積りにあたって国・県の動向を注視し、的確な把握に努めること。特に、市民生活への影響や市財政への影響が多大と見込まれる場合は、速やかに財政課に連絡するとともに、その対応を別途協議することとする。

(2) 予算要求上限額の設定

平成31年度予算は、一般財源の減少や社会保障施策及び投資的経費の増加等が見込まれる状況下において、後年度負担を考慮しつつ財政計画を基本とした財政規模の適正化を図ることとし、既に事業着手済みで財源対策が可能な主要大型事業費を含め、

予算規模 523億円 を上限として編成を行うこととする。

なお、財源対策が可能な主要大型事業の平成31年度事業費は、前年度比14億円の増加が見込まれており、これを差し引いた実質的な予算規模は509億円となることから、平成30年度当初予算から20億円の削減が必要となる。

経常的経費については、平成29年度決算分析及び平成30年度予算の執行状況から、適正な予算額を見積もり、予算不用額の徹底的な削減を行うこと。また、経常的経費については、要求上限額を内示するので、要求上限額の枠内で見積もり要求すること。また、要求上限額を下回る要求については基本的に尊重するが、全庁的な視点からバランスを欠く経費、効率・効果の面から見直し・検討が必要と認められる事業（委託事業、負担金など）、例年の実績からみて明らかに過大又は過小と見込まれる経費などについては必要な修正・削減を行うことがある。また、国県の事業見直しがある場合は、ゼロベースで再度見直しを行うこととする。

なお、法改正等に伴い増加する経費等で、所管課のみでの節減努力では対応できない経費については、全庁的な視点から財源対応を図るものとするが、その場合でも、直接執行する部署が率先して経費の捻出努力にあたること。従って、所管課内に複数の事業がある場合は、各事業費の要求上限額の合算内での流用や部内での流用を行うなど、メリハリのある予算要求とすること。ただし、事業費から庁費への流用は原則として行わないこと。また、補助対象事務費については、直接執行事務費以外はすべて振替財源として明記し要求すること。

(3) 歳入に関する事項

歳入については、「入るを量りて出づるを制す」が財政規律の前提となることから、過去の実績、平成30年度の決算見込、国県の概算要求及び社会経済の見通し等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大又は過小見積りとならないよう十分留意するとともに、平成29年度決算を踏まえ予想される収入金はすべて計上すること。特に、未収債権については、長浜市債権管理条例（平成25年長浜市条例第26号）に基づき、より一層の部局相互の連携・協力を図り、適正な管理と徴収率の一層の向上を図るため、具体的な対策を講じること。

① 市税

市税収入は、本市の基幹となる歳入であり、財源確保の観点はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率の

さらなる向上に一層努力すること。また、税制改正等による市税収入への影響があるものについては、情報収集を行い遺漏のないよう予算に反映させること。

② 使用料、手数料及び諸収入

施設使用料については、受益者負担の原則に基づく適正化に向け、適切な見直しを行うこと。利用者数が減少している施設については、その原因を十分調査・分析し、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設の効能が十分発揮されるよう留意すること。また、新たな財源の確保を図ると同時に、市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業を推進しているので、積極的に取り組んで歳入予算に計上すること。

③ 国県支出金

国・県補助金等が廃止又は縮小される事業については、漫然とこれを市費に振り替えることは認められないので、国や県の平成31年度予算編成状況等や制度改正を的確に把握し、事務事業の見直しを図ること。県補助事業については、「滋賀県行政経営方針（平成27年度）」や「今後の財政運営の基本的な考え方（平成29年度）」に基づく取組を注視のうえ、市の負担比率が見直される場合等にあっては、本市にとって今後も必要な事業かどうかを十分に見極め、事業採択も含め慎重に検討すること。

また、「社会保障制度の改革」の動きなどの国の制度改正についての的確に把握するとともに、本市がこれまで国事業に独自で上乘せしてきた部分の必要性や妥当性を十分に検討すること。さらに、超過負担を余儀なくされているものについても、補助基準の範囲内での執行を検討するとともに、実態に即した補助単価等への改定を働きかけること。

さらに、平成31年10月に予定される消費税率10%引上げに伴い、今後、国において駆け込み・反動減の平準化に向けた対策等が検討されることから、本市として必要な情報収集に鋭意努め、歳入・歳出予算の両面から適切な対応をとること。

④ 財産収入

市有財産については、財産の現況を的確に把握し、適正かつ効率的な活用に努めるとともに、本市として今後利活用が見込まれない財産については、積極的に処分等を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。また、現在使用していても、施設の統廃合や移転等により未利用財産となるものについても、利用形態を見

直し、資産価値がより発揮されるよう検討すること。

⑤ 基金

厳しい財政状況を踏まえて、各種基金については、社会資本の整備状況や今後の建設事業の動向などを勘案しながら積極的な活用を図ること。また、基金のさらなる活用を図る観点から、基金運用益を活用している事業についても、その役割の見直し等を検討し、基金の取り崩しなども含めさらなる活用を図ること。

⑥ 地方債

多額の地方債残高に伴う公債費の償還が本市の財政圧迫の要因の一つとなっていることや、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、引き続き、事業費総額の抑制や、計画的な繰上償還による公債費負担の軽減を図るなど、地方債残高の削減に取り組むこと。また、地方債の発行にあたっては、後年度の財政負担を最小限とするため、交付税措置率等が有利な条件のものに限って財源充当するとともに、今後の公共施設の集約化・複合化やインフラの長寿命化にかかる事業については、公共施設等適性管理推進事業債の活用を検討すること。また、法改正により、合併特例債の発行期限が市町合併後20年間に延長されたことから、有効に活用できるよう条件を整え、今後予定される事業の進捗を調整するなど、計画的な財減対策を講じること。

なお、平成31年度予算においても、建設地方債の発行額を公債費元金償還額以下にすることとし、プライマリーバランスの改善を図ることとする。

(4) 歳出に関する事項

歳出については、『2 予算編成の基本的考え方』を念頭におき、事業の優先順位や、「行政が担うべき領域に属する事業」であるか「行政が事業の担い手となるべきか」などを見極めながら、事務事業の抜本的な見直しと再構築に取り組むこと。特に、県との役割分担については、市が行うべき施策かどうか、二重行政になっていないかなどを検証し、制度本来の目的に則って見直しを行うこと。

なお、人件費の削減につながる自主的な事務事業の見直しにより生ずる効果額は、実削減が見込まれる範囲内（支出ベースでの削減であり振替は不可）で、見直しにより必要となる委託料等への経費の置き換えを認めることとする。

<共通事項>

事務事業の予算要求にあたっては、新規、既存事業とも現状分析をしっかりと行い、将来の予測を踏まえた数値目標を設定の上、必ず効果の検証ができるようにすること。

＜留意事項＞

①人件費

『長浜市定員適正化計画』に基づき職員数の合理化を進めるとともに、予算要求においては、当該計画との整合性を勘案し、事業量に対する適切な人的資源の配分について十分検討すること。特に、新規事業や拡充事業の要求については、部局内において、人的資源を含めて選択と集中を徹底すること。

②報酬

報酬の支給については、長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年長浜市条例第39号）による報酬額を基礎とするところであるが、給与条例主義によるコンプライアンスの観点から、各所管課における各種委員等（主として地方公務員法第3条第3項第3号に規定されている臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職）の報酬支給について、当該事務の性質、雇用の性質の点において点検・精査し、算定方法及び金額の根拠を明確にすること。

③賃金

臨時職員の配置については削減を基調とし、各部局内単位など全体最適となるよう事務の効率化のなかで必要最小限に留めること。

また、臨時・非常勤職員の任用については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、平成32年4月1日から「会計年度任用職員」が制度化されるため、官民パートナーシップ（PPP）推進の観点から、前例踏襲の直営手法を見直すとともに、事務事業の廃止・見直しをふまえ、必要性を十分に見極めること。

④施設の維持修繕・老朽化対策・統廃合関係

合併に伴う施設数の増加や施設の老朽化により、維持補修経費の増高が大きな課題となっていることを踏まえ、『公共施設等総合管理計画』に基づくとともに、各施設においては、『個別施設計画』により、公共施設の削減に取り組むこと。また、将来世代の負担軽減が図れるよう、施設の中長期の修繕計画等をもとにしたファシリティマネジメントを推進し、公共施設の適正配置、長寿命化及び更新コストの平準化を図ること。

⑤委託料

官民パートナーシップ推進の視点から、民間活力の活用について積極的に検討を行い、VFMが最適化となる効果的な手法について検討すること。委託業務の必要性や内容（人数、日数、回数等）、契約の方法について、見直しを行い、経費の節減に努めるとともに、競争原理の導入により適正妥当な額で見積もること。前年度と同内容の委託業務の予算要求についても、安易に前年同額とすることなく、コスト縮減を徹底すること。非公募による指定管理に伴う指定管理料については、収支見通しを精査し要求すること。指定管理料を除く外部団体への委託事業経費については、業務の一層の効率化を図るなど、十分精査を行い積算すること。特に、事務局を市が担当し経理処理を行っているなど、委託方式の趣旨を損なう形で事業を実施しているものについては見直しを行い、直接予算に変更すること。なお、委託料の積算根拠は国県等の基準単価のほか市旅費規程や賃金単価等の適正な根拠に基づいたものとする。

⑥扶助費

扶助又は措置の実態を十分把握し、過去の推移や不用額の状況等を十分精査のうえ、対象人員・単価等の的確な把握に努めること。

また、国の社会保障施策の推進等により、扶助費は今後も引き続き増加すると見込まれることから、各事業の効果やニーズを見極め、適宜見直しを行うこと。

⑦負担金、補助及び交付金

行政の責任分野や経費負担のあり方、行政効果等を総合的に勘案し、すべてについて見直しを行い、必要不可欠なものに限って見積ること。

各種団体会費については、形式的なものは脱会をすること。また、公費負担の合理性がないものについては、公費負担を廃止すること。さらに、加入団体の財務内容（多額の繰越金、予算と決算の大幅な乖離、事業自体の必要性）を再度把握したうえで、他自治体と連携し負担額の削減を検討すること。また、負担割合についても必ず合理性の検証を行うこと。

補助金は、特定の事業や活動を支援するために、公益上必要があると認められる場合に支出するものであり、その判断は客観的な妥当性がなければならない。平成28年度に見直した『補助金ガイドライン』により、見直しの趣旨を念頭に、「財政規律の確保」及び「市民満足度向上・施策実現」が両立できる仕組みとするとともに、すべての補助金について必要性や効果等の再点検を行い、一層の適正化を図

ること。特に、繰越金の状況を適正に把握し、繰越金があるものについては必ず見直すこと。なお、補助金交付要綱が整備されていないものについては、要求不可とする。

⑧投資的経費

限られた財源のなか、市民生活の基盤となる社会資本の整備を着実に遂行していくためにも、事業の緊急性、必要性、投資効果、後年度の財政負担等を十分に検証したうえで、優先度の高い事業への選択と集中を徹底すること。複数の事業が同時に予定される場合は、事業の着手時期や進捗の調整等を行うなど、財源に見合った事業実施とすること。また、各施設の整備にあたっては、類似施設の集約化・複合化について必ず事前の検討を行うとともに、規模や内容が適正であるか十分に精査し、最大限の経費削減に努めること。

さらに、施設の整備手法について、P F I等の民間活力の活用が可能かあらゆる角度からの検証を行うとともに、後年度の維持管理経費が過大にならないよう徹底的に精査し、効率的、効果的な運営方法についても予め検討すること。この際、事業選択の根拠となる施設の利用者数や受益者数、交通量、さらに整備に伴う効果額等について整理分析し、予算要求時に提示すること（これらが無い場合は要求不可とする）。

なお、国においては、相次ぐ自然災害への対応として、国土強靱化対策を盛り込んだ補正予算の編成が検討されており、こうした動向を注視しながら、道路や橋梁の長寿命化対策を推進すること。

(5) 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計については、使用料・保険料など受益を受ける市民負担により運営されていることを念頭に、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減と合理化、負担の適正化に努め、市税からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力を払うこと。

公営企業会計については、中期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が求められており、当該計画により経営基盤の強化と財務マネジメントの向上を図ること。

4 その他

(1) 債務負担行為の活用

適正な予算執行を行うにあたって、債務負担行為を活用することにより、年度当初にスムーズな契約ができるよう予算要求を行うこと。

(2) 予算要求書の作成及び留意事項

- ① 平成31年度の予算要求書は、『平成31年度予算編成事務について』に基づいて作成し、提出期限を厳守すること。
- ② 予算編成事務と併せて、来年度の国・県の予算の内容及び関連する制度の改正など、その動向を迅速かつ的確に把握し、適宜、財政課に連絡するなど連携を密にし、事務の円滑化を図ること。
- ③ 各部局において策定した「部局予算要求方針」を要求書に添付して提出すること。
- ④ 予算編成過程における関係書類及び調整事項は、すべて本市としての意思形成過程である。最終的な意思決定は市長裁定であり、公表前の機密保持を厳守すること。
- ⑤ 予算要求書の提出上の留意事項
 - 提出期限 平成30年11月22日(木) 正午【期限厳守】
 - 提出部数 本紙1部(写し4部)
 - 提出先 総務部財政課